

建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可に係る包括同意基準

平成29年12月1日 山梨県建築審査会

1 趣旨

この基準は、建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可に係る建築審査会の同意を求められた場合、通行上支障がないと認める建築物に対してあらかじめ同意を与えることにより、その手続きの簡素化を図るものである。

2 適用の範囲

建築物の用途は、路線バスの停留所の上屋とする。

3 要件

次の要件に適合するものであること。

(1) 構造・規模

ア 上屋の幅は、2 m以下（5 m以上の幅員を有する歩道については、この限りではない。）、長さは12 m以下とすること。

イ 高さは、路面から3.5 m以下とすること。

ウ 屋根を支える柱は、片側とし、車道側に設けるものであること。

(2) その他

道路管理者から、道路法第32条の規定に基づく「道路占用許可」を受けたもの又は受ける見込みであること。

4 建築審査会への報告

特定行政庁は、この包括同意基準により許可をしたときは、遅滞なく建築審査会にその内容を報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この基準は、平成29年12月1日から適用する。